

税法改正と、3%以上の賃上げ要請



こちら
総務部
便り

Vol. 28

2022
卯月号

毎年、この季節になると税法が改められます。

衆議院の議決を経て、令和4年3月22日に参議院で改正案が成立しました。岸田内閣は3%以上の賃上げを経営者に要請しています。

今年の春の労使交渉は、トヨタの満額回答を皮切りに含み益が多大な上場企業は右に習い、低くとも月3,000円程度の昇給がまとまりつつあるようです。

税法改正の主なものは次の通りです。

1.賃上げ奨励政策として、継続雇用者の給与総額を前年比3%以上増加させると増加額の一部を納付する法人税、所得税から税額控除されます。令和4年から適用されます。

☆労働分配率や生産性、収益性を含め、事業計画にどう織り込むかが、経営の課題となります。現状を振り返り、将来を見極め、計画しましょう。事業の継続には利益とともに人の雇用が経営の大きな課題です。賃上げのみならず労働環境をいかに改善するか、できることから即、実行しましょう。

2.隠蔽仮装行為により脱税をしたときは、売上原価及び販売管理費等を必要経費と認めないこととすることになりました。

一定の場合に該当するものは除くとされております。よくマルサが入ると、その企業は成長するなどといわれることがありましたが、今度はそうは問屋がおろさないこととなります。令和5年からの適用です。

3.期限切れとなる特別措置がほぼすべて2年延長となります。

商取引の証拠として紙の記録が基本でしたが、取引の電子化により商取引の証拠は原則、電子取引は電磁的記録としての保存が義務付けられます。

来年10月1日からの**インボイス制度**の導入とともに、従来の事務手続きが変革を余儀なくされます。ぜひ、当事務所に早めにご相談ください。四ヶ所十郎と担当がお伺いします。

四ヶ所十郎



「キャッシュレス化」世界と日本 ②

今回は、日本がキャッシュレス化に取り組む日本の現状と理由を解説しました。今回は、他の各国のキャッシュレス化について調べてみました。

一般財団法人キャッシュレス推進協議会の「キャッシュレス・ロードマップ2021」によると、2018年の普及率1位は韓国94.7%、2位中国77.3%と群を抜いて韓国は普及しています。日本もここ数年でだいぶ普及した印象ですが24.2%と差をあけられている状況です。

では、なぜ韓国ではここまでキャッシュレス化が普及しているのでしょうか？韓国のキャッシュレス普及率が高い理由として挙げられるのが政府の政策です。キャッシュレス化を促進するため、韓国政府は以下のような政策を行っています。

①所得控除政策

②宝くじの参加権を付与

③年商240万円以上の店舗にクレジットカード決済の対応を義務化

これらの政策を行った結果、1999年から2002年にかけて、クレジットカードの発行枚数が2.7倍になり、クレジットカード利用金額が6.9倍に増加したと分析されています。

①所得控除政策

財務省によると、韓国では、クレジットカードの決済額が年収の4分の1を超えた分に対して、その20%を300万ウォン（約30万円）を上限に所得から控除し、年末の源泉徴収時に還付する制度をスタートしました。

そのため現金で支払うよりも、クレジットカードで支払ったほうが、国民が取めなければならない税金の金額が少なくなります。

②宝くじの参加権を付与

韓国政府はクレジットカード決済をした消費者に対して、宝くじの参加券を付与する政策を展開しています。この政策は、消費者が店舗でクレジットカード決済をした際に、その購入額が1,000円を越えると、レシートに宝くじの抽選番号が付与されるというものです。従来は、宝くじに参加するには、店舗で宝くじを購入する必要がありましたが、現在はクレジットカードで1,000円以上お買い物をするだけで実質無料で宝くじに参加できるようになっています。消費者が現金からクレジットカード決済に移行した大きな理由のひとつと考えられます。

③年商240万円以上の店舗にクレジットカード決済の対応を義務化

韓国政府は、年商240万円以上の店舗を対象にクレジットカード決済の導入を義務づけました。その結果、小売店やコンビニ、スーパー、アミューズメントなどほとんどの店舗でクレジットカード決済が導入されました。

まとめ

日本政府もキャッシュレス化を促進させるため様々な政策を行っています。経済産業省の調査では、昨年1～3月時点での中小事業者のキャッシュレス決済導入率は7割に達しているものの、依然として、日本では現金払い信仰が根強い印象を受けるのは私だけでしょうか？引き続き次回もキャッシュレスについて記事にしたいと思います。

辻 直英

事業復活支援金 ②

前回、事業復活支援金について簡単にご案内してましたが、今回は該当するかどうかの確認方法を説明します。

1. 事業復活支援金の基本事項は右記のようになっています。

給付額	基準期間の会計法人事業収入-対象月の法人事業収入×5			
給付上限額	50%以上の場合	100万円	50%未満の場合	60万円
基準期間	・ X: 2018年11月～2019年3月 ・ Y: 2019年11月～2020年3月 ・ Z: 2020年11月～2021年3月 のうちいずれか			
基準月	基準期間の対象月と同一月			
対象月	新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、向らの事業判断によらず、基準月と比較して、法人事業収入が30%以上減少した2021年11月～2022年3月のいずれかの月			
年間法人事業収入	基準月を含む事業年度の年間法人事業収入			
法人事業収入の減少率	1 - 対象月の法人事業収入 / 基準月の法人事業収入			

給付対象となるか、わかりやすいように、売上高減少率の表を作成しました。

株式会社 KOCHIRA (6月決算)

基準期間	2018年						2019年						11月～3月
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	
H30.7月～R1.6月	1,400	1,400	1,800	1,800	2,000	2,000	1,800	1,800	2,500	1,700	1,800	1,800	9,900
基準期間	2019年						2020年						11月～3月
R1.7月～R2.6月	1,500	1,200	1,400	1,500	1,700	1,300	1,500	1,500	1,400	1,300	1,200	1,800	
基準期間	2020年						2021年						11月～3月
R2.7月～R3.6月	1,400	1,200	1,500	1,700	1,500	1,500	1,600	1,300	1,100	1,500	1,500	1,700	
基準月のある期間	2021年						2022年						
R3.7月～R4.6月	1,300	1,200	1,400	1,800	1,600	1,300	1,400	1,500	1,200				

基準月の5倍	8000	6500	7000	7500	6000
H30.7月～R1.6月	11.1%	25.0%	22.2%	18.7%	52.0%
R1.7月～R2.6月	5.8%	0.0%	6.2%	0.0%	14.3%
R2.7月～R3.6月	-6.7%	12.3%	12.3%	-15.4%	-9.1%

基準期間は3か年でそれぞれの年度で減少率を出してみると、該当するのが、2018年の12月と2019年の3月の2ヶ月でした。

減少率を見てみると、12月は35%、3月は52%でした。

給付額は、30%以上50%未満の場合が上限60万円、50%以上が上限100万円となっています。当然、基準月3月で申請したほうがいいですね。

では、給付額というと、基準月の3月の売上120万円を5倍すると600万円。

2018年11月から2019年3月までの売上の合計は990万円。990万円と600万円の差額は390万円です。上限は100万円ですので給付額は100万円ということになります。

株式会社KOCHIRAは給付対象となりますので、申請することにします。

申請するにあたり、登録確認機関の事前確認が必要になりますが、一時支援金又は月次支援金を既に受給された方は、事前確認は不要で、その時のIDとパスワードで申請できます。登録確認機関には、**商工会/商工会議所**（会員であること）、**預金取扱金融機関**（借入があること）**農業・漁業協同組合**（組合員であること）、**法律に基づく士業**（税理士・行政書士・中小企業診断士など）があります。

※四ヶ所税理士事務所も登録確認機関になっていますので、不明な点は各担当にお尋ねください。※

【申請は、2022年5月31日（火）までとなっています。】

～北原～

ベトナムにおける古紙のリサイクル



今回の便りではベトナムにおける古紙リサイクルの活動について述べたいとおもいます。ベトナムでは毎年180万トン以上の紙需要がありますが、国内生産量は約113万トンに留まるため、不足分に関しては外国から輸入しなければなりません。国内の紙の総生産量のうち、リサイクル紙の材料比率は70%以上ですが、古紙回収率は紙の総消費量の25%にも満たず、その割合は他の国に比べ低水準であります。アジア諸国及びアメリカの古紙回収率

国名	率 (%)	国名	率 (%)
米国	87	タイ	65
日本	74	マレーシア	61
台湾	68	中国	38
韓国	67	インド	28

(出所: <https://taichegiay.wordpress.com/tag/tai-ch%E1%BA%BF-gi%E1%BA%A5/>)
 では、なぜベトナムは他の海外諸国と比べて低水準なのでしょう。ベトナムにおける古紙回収組織は đồng nát(ドン ナット)と呼ばれる廃品回収業者、衛生企業等が挙げられますが、現時点では古紙売買専門企業はまだ存在していません。一方、日本の古紙回収は専門業者に拠るところが大きいです。先述のとおり、ベトナムは紙生産の原材料として、外国から古紙を大量に輸入しなければなりません。現在、ベトナムは様々な国から古紙を輸入していますが、主に米国、日本、ニュージーランドからの輸入が大きな割合を占めています。輸入古紙額は約3,000~5,000米ドル/コンテナであるため、古紙を輸入するためにベトナムは毎年約6億1,800万米ドルを費やしていることとなりますが、これは本来節約できるコストです。
 ベトナムには300の製紙会社がありますが、それらのほとんどは小規模で、下位技術を利用しています。ハイエンドの包装紙を製造できる企業は多くありません。ますます高まる需要を満たすために、製紙業界は生産規模を拡大する必要があります。そして、包装紙を作る上で有利な企業は、先駆者である必要があります。これらの企業は主に外国投資です。Lee & Man Vietnam(年間420,000トン)、Vina Kraft(500,000トン)、Chanh Duong(550,000トン)は、総包装紙生産量のほぼ50%を占めています。Japan Pulp and Paper 会社(ハノイ)、紺屋製紙株式会社(ハイフォン工業団地)などの日系製紙企業もありますが、生産量はそれほど多くないです。ベトナムで古紙のリサイクルが進まない原因はいろいろありますが、主に次のようなことが挙げられます。

- 古紙を回収・リサイクルすることが一般的ではないです。
- そもそも古紙の価値が認知されておらず、製紙用材料とみなされていないです。
- 政府による古紙回収の奨励活動が不足しています。
- 外国から輸入される古紙の品質が、国内で発生する古紙より上です。



古紙リサイクルは製紙業界にとっては非常に重要です。これは世界中で当たり前の共通認識ですが、ベトナムでは古紙回収率も低く、リサイクル紙生産技術を有する工場もまだ多くないです。そのため、ベトナムでは今後も古紙のリサイクル活動を普及啓発していく必要があります。

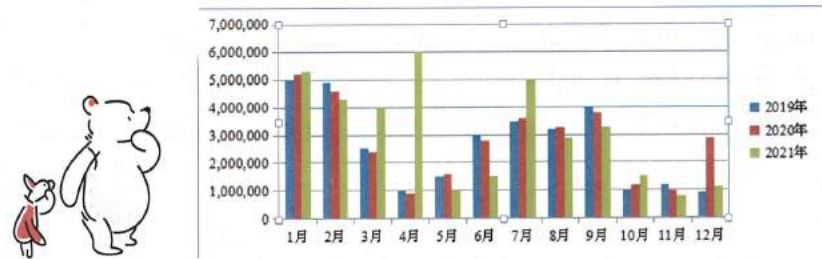
フウン

～財務指標の視点から決算書を見る⑭～

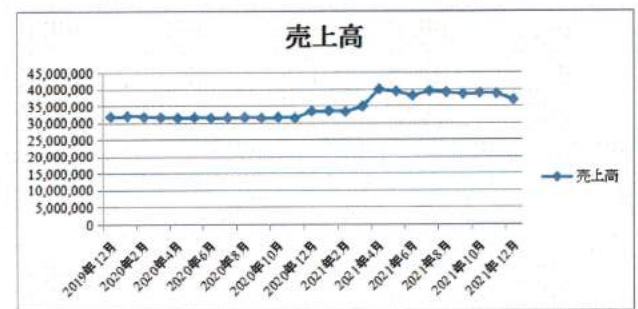
今回は、**移動年計**について書き記していきます。移動年計とは、過去12ヶ月の合計を毎月算出するもので決算では年に一度だけ12ヶ月分の合計を算出しますが、移動年計は各々が12ヶ月分の合計額です。これにより、**季節変動をなくし、趨勢を掴むことが出来ます**。移動年計グラフを用いて会社全体の売上、事業別の売上、得意先別の売上、商品別の売上といった様々な角度から視覚的に捉えることができます。
 次に月別の売上3期比較グラフと売上の移動年計で比較してみます。

	2019年	2020年	2021年
1月	5,000,000	5,200,000	5,300,000
2月	4,900,000	4,600,000	4,300,000
3月	2,500,000	2,400,000	4,000,000
4月	1,000,000	900,000	6,000,000
5月	1,500,000	1,600,000	1,000,000
6月	3,000,000	2,800,000	1,500,000
7月	3,500,000	3,600,000	5,000,000
8月	3,200,000	3,300,000	2,900,000
9月	4,000,000	3,800,000	3,300,000
10月	1,000,000	1,200,000	1,500,000
11月	1,200,000	1,000,000	800,000
12月	900,000	2,900,000	1,100,000

3年間の月別の売上高を用いて、3期比較グラフにすると



このようなグラフになります。月別の売上高が前期、前々期と比べると増加しているのか、減少しているのかは分かります。ただ、このグラフでは会社全体の売上高が伸びているのか落ちているのかはわかりません。そこで**移動年計**グラフを用いると、



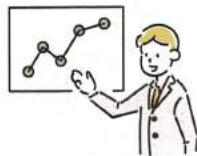
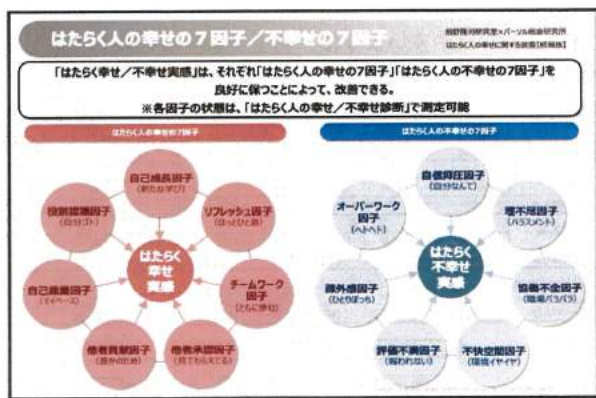
このようなグラフになります。2021年4月をピークに緩やかに減少傾向にあることが分かります。

以上のように比較グラフでは分からない**趨勢を掴むことが出来ます**。
 (新型コロナウイルス感染者数の推移グラフにも移動年計が用いられています)

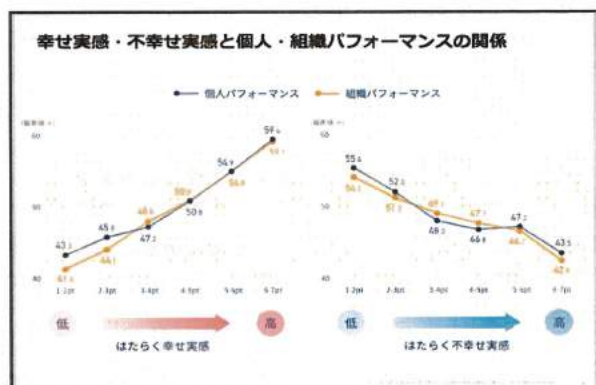
～前問～

働く幸せとパフォーマンス

当社の繁忙期である2、3月が過ぎ去り、ようやく穏やかな日々が戻ってまいりました。この時期の忙しさには慣れたつもりでしたが、そろそろ体力的、脳力的に限界を感じてきました。歳のせいですかね...さて、そんな折、**働く幸せを左右する7つの要素**という興味深い記事を見つけたので紹介していきます。



これらを分析すると、会社では、どこが幸せで、どこが不幸せなのかが分かり、それらが生産性やパフォーマンスにどのような影響を与えているのかが見えてきます。「はたらく**幸せ実感**」が高いほどパフォーマンスが高く、「はたらく**不幸せ実感**」が高いほどパフォーマンスが下がるということを実感されていて、まさに人間性を回復して、幸せに働くことが大事だということを、下図が表しています。



素材: Loose Dwawing & EVENTS Design & いらすとや

そして、「あなたは何がはたらく**幸せ**に影響すると思いますか?」という質問を主観的に答えてもらった場合と、無意識ではどの因子が実際は相関しているかを、それぞれ比較したものが次の資料です。



おもしろいのは、「あなたは何がはたらく**幸せ**に影響すると思いますか?」と聞くと、皆さん、「リフレッシュ」「オーバーワーク」「評価不満」というふうにご回答のこと。

でも、無意識下では何が影響しているかという、「自己成長」や「他者貢献」のほうが数値は高い。「私が成長すれば私は幸せです」と皆、答えないので、実際は、成長すると**幸せの実感**を得ることができる。また、「他者貢献をしているときに**幸せ**です」なんて意識はしていないのですが、実際は、他者貢献できると**幸せの実感**を得ることができるのだとか。

結局、IT人材を含め、主体的に成長し、新しい世界に適応していると思える人が、本当は**幸せで、成長と貢献**なのだということ。

このことと相関が高いことに取り組んでいる企業は、やはり**幸せな人**が多い企業で、逆に、不幸せな企業というのは、「もっと休みが欲しいです」「オーバーワークです」「評価に不満です」という声があふれている。ピラミッド型の組織で、主体的に働くことができていないと、どうしても従業員は文句を言う体質になってしまう。

そうならないよう、皆が主体的に働けるように、管理職も一般社員自身も、気を付けていく必要があると結論付けられました。

四ヶ所 直樹